

草加市指南

A-3 戸籍制度

戸籍制度

＊このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

＊草加市にお住いの方の情報です。

目 録 項目一覧

A-1 入国時の手続

A-2 住民登記

A-3 戸籍制度

A-4 印章登記

B-1-1 住房

B-1-2 搬家和街道会

B-1-3 生活基本设施

B-1-4 垃圾处理

B-2-1 关于健康保险

B-2-2 关于护理保险制度

B-3 关于结婚

B-4-1 从妊娠到生产

B-4-2 孩子的健康

B-4-3 育儿

B-5-1 教育

B-5-2 学习日语

B-6 日本的税金

B-7 在日本工作

B-8 国民年金和厚生年金

B-9-1 驾驶证

B-9-2 拥有汽车和摩托车

B-9-3 骑自行车

B-10 兴趣爱好

B-11-1 紧急时应采取的措施

B-11-2 防备自然灾害

C-1 市内的文化运动设施

C-2 咨询处

入国時の手続き

住民登録

戸籍制度

印鑑登録について

住宅

引越しと町会

生活インフラ

ごみの出し方

健康保険について

介護保険制度について

結婚するには

妊娠から出産

子供の健康

子育て

教育

日本語学習

日本の税金

日本で働く

国民年金と厚生年金

運転免許

自動車・バイクを所有する

自転車にのる

楽しむ・学ぶ

緊急のときの対応

自然災害に備えて

草加市内の文化・運動施設

困ったときの相談窓口

这本《草加市指南》用各国语言，为您介绍有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此小册子。另外，您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安居乐业，愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに 1 シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口で頼んで取り寄せることもできます。草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて下さい。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。
国際相談コーナー: ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。
電話.: 922-2970 (直通)
ファックス: 927-4955
E-mail: soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp
月・水・金 午前 9 時～午後 5 時

市役所本庁舎 7 階

市役所 主棟 7 楼

（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPO Living in Japan」が運営しています。）

编制: 草加市 协助: 草加市国际问询角

作成: 草加市 協力: 草加市国際相談コーナー

（令和元年度改訂）

A-3 户籍制度

持有日本国籍者在“户籍”里记载有有关个人的出生、死亡、结婚等情况的记录。外国人在日本没有户籍。但是在日本出生、死亡、结婚、离婚时要向市役所市民课申报。同时，也需要向自国政府申报。

1. 出生登记

外国籍的孩子在日本出生时，也要凭孩子出生的医院发行的出生证明书，14天以内（包括出生的当天）到市役所市民课办理出生登记。

* 向市役所提交出生届后、60天期间可以以経過滞在者身分发行住民票、发给个人编号。

此外，还要办理以下手续。请参照“B-4-1 从妊娠到生产”。

① 申请儿童手当、国民健康保険(限父母已加入的)手续

* 出生60天以内没取得在留资格的话、有可能失去儿童手当、健康保险(限父母已加入的)的资格。

② 取得在留资格（出生日起30日内到入国管理局办理）

* 在市民课先取得新生儿的住民票(家族全体)、再去出入国在留管理厅的话孩子的在留卡上就有了住址的记载。

③ 办护照（在驻日大使馆或领事馆办理）

因办理护照和在留资格时的需要、在市役所办理出生登记时可同时申请发行出生届の記載事項証明書^{しゅつせいとどけじゅりしやうめいしよ}和出生届受理証明書（要收费）。详情请询问 出入国在留管理厅 大使馆。

2. 死亡申报

A-3 户籍制度

日本国籍^{にほんこくせき}を持つ^もている人^{ひと}は「**戸籍**」に個人^{こじん}の出生^{しゅつせい}や死亡^{しぼう}、結婚^{けっこん}などの身分^{みぶん}関係^{かんけい}が登録^{とうろく}されます。外国籍^{がいこくせき}市民^{しみん}は戸籍^{こせき}がありませんが、日本^{にほん}で、出生^{しゅつせい}・死亡^{しぼう}また結婚^{けっこん}・離婚^{りこん}をしたときは、市役所^{しやくしよ}市民課^{しみんか}に届出^{とどけ}てください。なお、本国政府^{ほんこくせいふ}にも届出^{とどけ}が必要^{ひつよう}です。

1. 出生届

外国籍^{がいこくせき}の子ども^こも、日本国内^{にほんこくない}で生まれたとき、出産^{しゅつさん}した病院^{びやういん}で出生^{しゅつせい}証明書^{しやうめいしよ}をもらい、14日以内^{にちいない}（生まれた日^ひを入れて）に市役所^{しやくしよ}市民課^{しみんか}に届^{とど}けます。* 出生届^{しゅつせいとどけ}を出すと経過滞在者^だとして60日^{けいかたいざいしや}を限りとする住民票^{にちかぎじゅうみんひやう}が作成^{さくせい}され、個人番号^{こじんばんごう}（マイナンバー）も付与^{ふく}されます。

この他に、次のような手続き^{ほかに}が必要です。また、「B-4-1 妊娠^{てつづ}から出産^{ひつよう}」も参考^{さんこう}にしてください。

① 児童手当^{じどうてあて}の申請^{しんせい}、国民健康保険^{こくみんけんこうほけん}（親^{おや}が加入者^{かにゆうしや}のみ）の加入手続き^{かにゆうてつづ}

* 出生後^{しゅつせいご}60日以内^{にちいない}に在留資格^{ざいりゅうしかく}を取得^{しゅとく}できないと、児童手当^{じどうてあて}、国民健康保険^{こくみんけんこうほけん}（親^{おや}が加入者^{かにゆうしや}のみ）の資格^{しかく}を失^う失^うこともあります。

② 在留資格^{ざいりゅうしかく}の取得^{しゅとく}（出生^{しゅつせい}した日から30日以内^{ひにちいない}に出入国在留管理厅^{しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちやう}で行^{おこな}います。）

* 生まれた子ども^うの住民票^こ（家族^{じゅうみんひやう}全員^{かぞくぜんいん}）を市民課^{しみんか}で取^とって申請^{しんせい}すると、子ども^この在留カード^{ざいりゅう}に住^{じゅうしよ}所^{きざい}が記載^{きざい}されます。

③ 旅券^{りょけん}の取得^{しゅとく}（在日大使館^{ざいにちたいしかん}又は、領事館^{りやうじかん}）

出生届^{しゅつせいとどけ}を行う時^{おこな}、②③の手続き^{とき}に必要^{てつづ}となるため、同時^{ひつよう}に出生届^{どうじ}の記載事項証明書^{しゅつせいとどけ}や出生届受理証明書^{きざいじこしやうめいしよ}（有料^{しゅつせいとどけ}）等を請求^{ゆうりやう}してください。詳しく^{くわ}は、出入国在留管理厅^{しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちやう}、大使館^{たいしかん}で確認^{かくにん}してください。

2. 死亡届

知道死亡消息后 7 天以内向市役所市民课提交「死亡診断書」办理死亡申报
手续。另外，还要办理以下手续。

* 草加市市民福祉葬

对负担葬礼费用有困难的市民，市里负责葬礼的部分经费（最基本的葬礼费用中扣除 5 万日元后的金额）。前提条件是要在市指定的葬仪社，举行最基本的葬礼。

申请的话，要在办理死亡申报前先跟指定公司联系。

①与驻日大使馆或领事馆联络。

②如果在日本火葬或埋葬的话，需要许可证。

（在市役所市民课办理死亡申报时会发给）

③ 1 4 日以内向出入国在留管理庁交回在留卡。

④向驻日大使馆或领事馆交回护照。

如果想把遗体送回本国时，除上述的手续之外，还要向大使馆提出死亡诊断书，并请大使馆发行运送遗体所需要的材料。详情请向大使馆（领事馆）确认。

3. 结婚登记 请参考 「B-3 关于结婚」。

4. 离婚登记

按照日本方式离婚时，要向市役所市民课申报。

详情请咨询各自大使馆（领事馆）或市民课。

* 离婚后，如住址、姓名、在留资格、在留期间等有了变更时需要到出入国在留管理庁办理变更手续。

死亡したことを知った日から 7 日以内に死亡届（死亡診断書）を
市役所市民課に出して手続きします。この他に、次のような①～④の手続き
が必要です。

* 草加市市民福祉葬

葬儀を行う際にかかる経費の負担が困難な市民に対し、市が経費の一部
（基本仕様の葬儀費用のうち 5 万円を差し引いた金額）を負担します。市の
基本仕様により、市の指定葬儀社で行うことが条件です。

希望する場合は、亡くなったら死亡届を出す前に指定業者に連絡してくだ
さい。

① 在日大使館又は領事館への連絡

② 日本で火葬又は埋葬する場合、埋火葬許可証が必要です。
（死亡届を市役所市民課に提出すると発行してもらえます。）

③ 1 4 日以内に出入国在留管理庁へ在留カードを返納します。

④ 在日大使館又は、領事館へ旅券を返納します。遺体を日本で火葬又は
埋葬せずに本国に輸送したいときは、上記の手続きのほか、死亡診断書を
大使館（領事館）に提出して、遺体輸送に必要な書類の作成を依頼します。

詳しいことは、大使館（領事館）に確認してください。

3. 婚姻届 「B-3. 結婚するには」 を参考にしてください。

4. 離婚届

日本の方式によって離婚するときは、離婚届を、居住地の市役所市民課へ
出します。詳しいことは、それぞれの大使館（領事館）または、市民課で確認
してください。

* 離婚後に、住所、名前、在留資格、在留期間などが変わる時は、出入国

＊在留資格为日本人配偶者、家族滞在の人离婚或死別時，需 1 4 日內到出入国在留管理庁辦理變更手續。

5. 归化（日本国籍的取得）

外国人加入日本国籍叫“归化”。归化必须得到法務大臣的許可。詳情請向埼玉地方法務局戶籍課 諮詢。

6. 国籍的选择

持有外国国籍和日本国籍的人（双重国籍者）在满 2 2 岁之前（满 2 0 岁后成为重国籍者時，成为双重国籍之日起两年以内）必须选择一个国籍。如不选择的话可能会喪失日本国籍。

詳情請向埼玉地方法務局戶籍課問詢。

《諮詢處》

- ・市役所 市民課 電話 048-922-1542
- ・東京出入国在留管理局 埼玉办事处 電話 048-851-9671
さいたま第 2 法務綜合庁舎 1 樓
- ・埼玉地方法務局戶籍課 電話 048-851-1000
さいたま第 2 法務綜合庁舎 2 樓 如想諮詢請先預約

さいたま第 2 法務綜合庁舎：埼玉縣さいたま市中央下落合 5-12-1
JR 埼京線「与野本町駅」下車，走 10 分钟。

ざいりゅうかんりちょう へんこうてつづ ひつよう
在 留管理庁で變更手続きが必要です。

ざいりゅうしかく にほんじん はいぐうしやとう かぞくたいざい ひと りこん しべつ
＊在留資格が「日本人の配偶者等」や「家族滞在」などの人が離婚または死別した場合、その日から 14 日以内に出入国在留管理庁に届け出る必要があります。

5. 帰化（外国籍市民による日本国籍の取得）

がいこくせきしゅじん にほんこくせき と き か
外国籍市民が日本国籍を取ることを、「帰化」といいます。帰化するためには、
ほうむだいにん きょか ひつよう くわ
法務大臣の許可が必要です。詳しいことは、さいたま地方法務局戸籍課
まで問合わせてください。

6. 国籍の選択

がいこくこくせき にほんこくせき も ひと じゅうこくせきしや さい
外国国籍と日本国籍を持っている人（重国籍者）は、2 2 歳になるまでに（2 0 歳になった後で重国籍者になったときから 2 年以内に）どちらかの国籍を選びます。選ばないでそのままにしておくと、にほんこくせき うしな
ことがあります。詳しいことは、さいたま地方法務局戸籍課まで問合わせてください。

《問合わせ先》

- ・市役所 市民課 電話 048-922-1542
- ・東京出入国在留管理局 さいたま出張所 電話 048-851-9671
さいたま第 2 法務綜合庁舎 1 階
- ・さいたま地方法務局 戸籍課 電話 048-851-1000
さいたま第 2 法務 綜合庁舎 2 階 ＊相談は予約が必要

さいたま第 2 法務 綜合庁舎：埼玉県さいたま市中央区下落合 5-12-1
JR 埼京線「与野本町駅」徒歩 1 0 分